

令和元年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会

大船渡地区環境衛生組合

令和元年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会会議録

令和元年11月20日(水)午後1時00分開議

議事日程第1号

- | | |
|------------|---|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 認定第1号 | 平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 議案第1号 | 職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席議員(10名)

議長	小松 龍一 君	副議長	村上 薫 君
1番	金子 正勝 君	2番	奥山 行正 君
3番	東 堅市 君	4番	船砥 英久 君
5番	荻原 勝 君	7番	今野 善信 君
8番	渕上 清 君	10番	滝田 松男 君

欠席議員(0名)

遅刻議員(0名)

早退議員(0名)

当局出席者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	高 泰久 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	佐藤 力也 君
監査委員	知識経験者	新沼 敏明 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民環境課長	下田 牧子 君
住田町町民生活課長	梶原ユカリ 君

事務局出席者

事務局長	及川 吉郎 君
係 長	大友 崇志 君
主 任	笹崎 大岳 君

午後 1 時 00 分開会

○議長（小松龍一君） それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和元年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から令和元年度分、令和元年 9 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了解お願いいたします。以上で諸報告を終わります。

○議長（小松龍一君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（小松龍一君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（小松龍一君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から 4 番船砥英久君、5 番荻原勝君の両名を指名いたします。

○議長（小松龍一君） 次に日程第 3、認定第 1 号平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。管理者。

○管理者（戸田公明君） それではご説明申し上げます。認定第 1 号平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算についての内容につきまして、事務局長から説明をいたさせますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、決算審査意見書を添えてございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは認定第 1 号の内容につきましてご説明いたします。議案書の認定第 1 号をお開き願います。認定第 1 号平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 292 条において準用する同法第

233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を附し、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは別冊の歳入歳出決算書によりご説明させていただきます。決算書の 2 ページ、3 ページをお開き願います。まず歳入について申し上げます。款、項、収入済額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 2 億 159 万 5,000 円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料 2,035 万 3,200 円。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 62 万 2,080 円。4 款繰越金、1 項繰越金 614 万 8,131 円。5 款諸収入、1 項組合預金利子 333 円。2 項雑入 224 万 7,060 円。6 款組合債、1 項組合債 910 万円。以上、歳入合計が 2 億 4,006 万 5,804 円でございます。

返していただきまして 4 ページ、5 ページ、歳出でございます。歳出につきましても、款、項、支出済額の順に申し上げます。1 款議会費、1 項議会費 34 万 3,090 円。2 款総務費、1 項総務管理費 2,979 万 9,491 円。2 項監査委員費 6 万 4,910 円。3 款衛生費、1 項清掃費 1 億 9,950 万 1,060 円。4 款公債費、1 項公債費 433 万 8,916 円。5 款予備費、こちらにつきましても支出がございませんでした。以上、歳出合計が 2 億 3,404 万 7,467 円であり、歳入歳出差引残額は 601 万 8,337 円でございます。

次に 10 ページ、11 ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。初めに歳入でございます。款、項、目、節及び収入済額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金、1 節事務費分担金 1 億 7,560 万 8,000 円で、大船渡市及び住田町の内訳は備考欄のとおりでございます。2 節建設費分担金 2,598 万 7,000 円で、内訳は備考欄のとおりでございます。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料、1 節清掃手数料 2,035 万 3,200 円。こちらは廃棄物処理手数料でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金、1 節環境衛生費補助金 62 万 2,080 円。廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。4 款 1 項 1 目 1 節繰越金 614 万 8,131 円。前年度からの繰越金でございます。5 款諸収入、1 項 1 目 1 節組合預金利子 333 円。2 項 1 目 1 節雑入 224 万 7,060 円。内訳といたしましては備考欄にお示しいたしました資源古紙引渡料などがございます。6 款 1 項組合債、1 目衛生債、1 節公共施設等除却債 0 円。2 節一般廃棄物処理事業債 910 万円。こちらは平成 30 年度に導入いたしました塵芥収集車両の取得に係る財源として借り入れた一般廃棄物処理事業債でございます。以上、歳入合計は 2 億 4,006 万 5,804 円となったところでございます。

次に 16 ページ、17 ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、目、支出済額及び主な支出項目について申し上げます。1 款 1 項 1 目議会費 34 万 3,090 円。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2,979 万 9,491 円。主なものといたしましては大船渡市からの派遣職員 3 名分の人件費のほか、11 節需用費で事務所棟内における各種消耗品、燃料、印刷製本費及び光熱水費でございます。返していただきまして

18 ページ、19 ページの中段でございますが、2 項 1 目監査委員費 6 万 4,910 円でございます。3 款衛生費、1 項清掃費、1 目塵芥処理費 1 億 9,950 万 1,060 円。これは技能労務職員 8 名分の人件費のほか、8 節報償費で資源回収を行った団体等に交付する集団資源回収事業奨励金、11 節需用費で中間処理施設と最終処分場における各種消耗品、燃料、電気料及び車両や機器類の修繕料、返していただきまして 20 ページ、21 ページでございますが、13 節委託料で可燃物収集、不燃物処理、粗大ごみ広域運搬、最終処分場の水質検査、木くず類の処理、最終処分場遮光シート補修、14 節の使用料及び賃借料で住田町大平の最終処分場及び猪川町藤沢口の組合敷地の賃借料、18 節備品購入費で平成 31 年 4 月から開始しております蛍光灯等水銀使用製品分別回収ボックスの購入費用と平成 30 年度で導入いたしました塵芥収集車両の取得費用が主なものでございます。次に 22 ページ、23 ページをお開き願います。4 款 1 項公債費、1 目元金及び 2 目預金利子につきましては、平成 23 年度に借入れました積込中継施設整備事業債、こちらの元金利子となっております。5 款 1 項 1 目予備費につきましては支出がございませんでした。以上、歳出合計は 2 億 3,404 万 7,467 円でございます。

返していただきまして 24 ページ、実質収支に関する調書でございます。こちらは千円単位の表示となっております。1、歳入総額 2 億 4,006 万 5,000 円。2、歳出総額 2 億 3,404 万 7,000 円。歳入歳出差引額 601 万 8,000 円。4、翌年度へ繰り越すべき財源は (1) 継続費通次繰越額、(2) 繰越明許費繰越額、(3) 事故繰越し繰越額とも 0 円。5、実質収支額 601 万 8,000 円。6、基金繰入額 0 円。以上でございます。

次に平成 30 年度財産に関する調書についてご説明いたします。26 ページ、27 ページ。こちらの 1、公有財産。(1) 土地及び建物の行政財産につきましては増減がございませんでしたので、詳しい説明は省略させていただきます。28 ページをお開き願います。2、物品でございますが、決算年度中における変動分といたしまして、ごみ収集車、岩手 800 せ 13-24、こちらが増加してございますし、フロン回収機とごみ検査分析機が減少してございます。

次に別冊でお配りしております平成 30 年度主要な施策の成果に関する説明書についてご説明を申し上げます。まず 1 ページから 5 ページまでの科目別の歳入歳出決算額及び歳入の事項別明細書につきまして、前年度との比較などを掲載してございます。こちらの個々の説明は省略をさせていただきます。6 ページ以降についてご説明いたします。6 ページ、平成 30 年度の歳出事項別説明書でございますが、こちらのうち主なものをご説明いたします。まず 7 ページをご覧ください。3 款衛生費でございます。当組合における可燃物と不燃物、資源古紙及び粗大ごみの収集処分の実績でございますが、ページ中段の年度別収集等実績の表をご覧ください。平成 30 年度のごみ収集量は、可燃ごみが 9,543.7 トンで前年度比 2.0%の減。不燃ごみが 1,187.1 トンで 0.2%の減。これに資源古紙を加えた合計は 1 万 977.9 トンとなり、前年度比 2.0%の減となっております。

ます。次に資源化率でございますが、下段の年度別処理実績の表をご覧ください。集計上、可燃ごみに含んでおります資源古紙は、新聞、雑誌、ダンボールなど、再生資源として処理されたもので、247.1 トンで前年度比 6.7%の減となり、資源化率は 2.4%となっております。また、不燃ごみ等の処理につきましては、こちら業務委託により行っておりますが、処理量といたしましては1,180.9 トン。このうち再資源化されたものが472.7 トンであり、前年度比 3.3%の減、資源化率は 40.0%となっております。

返していただきまして 8 ページをお開き願います。次に最終処分についてご説明申し上げます。4、最終処分場水質検査につきましては、例年と同様に基準値を下回る数値となっております。また 5、最終処分場放流水放射線測定、こちらにつきましては検出下限値未満の結果となっております。最終処分場埋立実績でございますが、平成 30 年度の埋立量は、岩手沿岸南部クリーンセンターからの溶融飛灰が 423.9 トンに覆土 60.0 トンを加えました 483.9 トンとなり、前年度比 25.7%の減となったところでございます。埋立量が大きく減少した理由といたしましては、ごみの排出量の減少もございますが、平成 29 年度分におきましては、平成 28 年度に発生した溶融飛灰の一部、137 トンございましたが、そちらも数値として含まれておりますことから、それらの原因によるものと考えてございます。また、平成 30 年度末における最終処分場埋立可能容量でございますが、整備当初 5 万 8,000 トンございました。平成 8 年度から平成 30 年度までの 23 年間で約 3 万 1,000 トンを埋立してしておりますので、差引 2 万 7,000 トン分が今後埋立可能ということでございまして、当面新たな処分先の確保は必要ないものと思っております。次にページ下段の資源回収団体への奨励金交付についてでございますが、当組合に登録し、新聞、雑誌、空き缶、鉄くず類など、こういった資源ごみを集団資源回収を実施した団体等に対しまして、回収量 1 キロ当たり 5 円の奨励金を交付してございます。平成 30 年度におきましては 82 団体に対し 177 万 6,402 円の交付となったところであり、これに資源回収業者 5 社で構成しております資源回収組合に交付いたしました奨励金 195 万 8,671 円を加えた 373 万 5,073 円が平成 30 年度における奨励金交付総額となっております。実施団体は地域の子供会あるいは自治会等が主な構成団体となっておりまして、年度によって若干の変動はあるものの、団体数は概ね横ばい、奨励金対象量と金額は減少傾向にございまして、こちらごみの減量化であったり再資源化に向けて、より一層の取り組みの強化が必要と考えているところでございます。

次に 9 ページのごみ質分析の表をご覧ください。平成 29 年度と比較した場合、ごみ種類組成の項目で若干の変動はございますが、項目の三成分で見ますと、やはり水分でごみ重量の約 50%を占めているということでございまして、ごみの減量化と処理経費の削減のためには、厨芥類の水切りが重要であることが見てとれるものとなっております。

返していただきまして 10 ページをお開き願います。清掃美化運動推進事業実績の表

となつてございます。こちらは家庭用生ごみ処理容器などの普及事業といたしまして、購入個数に応じて関係市町の公衆衛生組合連合会に補助金を交付するものでございます。平成 30 年度においては合計 129 個の購入がございまして、27 万 4,400 円の補助金を交付してございます。こちらも年度によって増減はございますが、概ね横ばいで推移しておりまして、先ほど厨芥類の水切り、生ごみの水切りの重要性につきましてご説明いたしましたとおりなんです、こちらは厨芥類そのものを減量化するものでございますので、こちらもより一層の取り組みの強化が必要と考えているところでございます。

11 ページをご覧ください。施設整備、維持修繕につきましては、中間処理施設である猪川町藤沢口地内の積込中継施設と不燃物処理施設及び住田町大平の最終処分場において、積込クレーン等の設備機器の保守点検を行うとともに、排水設備や作業ヤードの整備、法面遮光シートの補修、塵芥収集車両の修繕を実施してございます。また積込中継施設と不燃物処理施設におきまして、ばいじん、騒音、振動、悪臭などの環境測定、最終処分場におきましては浸出処理水の水質検査を実施してございます。このほか、現在保有しております塵芥収集車の老朽化が著しいということでございまして、新規の車両 1 台を導入してございます。また、平成 31 年 4 月から水銀による環境の汚染の防止に関する法律及び大気汚染防止法の一部を改正する法律、この二つの公布を受けまして、岩手沿岸南部クリーンセンターで処理ができないとなっております水銀使用製品、蛍光灯や乾電池等でございますが、そちらの分別回収を開始するために分別回収用のボックスを新たに用意いたしまして、大船渡市と住田町内の公共施設あるいは店舗等に配置してございます。

返していただきまして 12 ページをお開き願います。こちら平成 22 年度に実施いたしました積込中継施設の改修整備と、平成 30 年度に導入いたしました塵芥収集車両につきまして、その財源として財政融資資金と大船渡市農業協同組合から借入れしてございますが、その内容と年度別の償還額をお示したものでございます。

以上で認定第 1 号平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松龍一君） 次に決算の結果について監査委員の報告を求めます。新沼監査委員。

○代表監査委員（新沼敏明君） 平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要について申し上げます。なお金額につきましては千円単位で申し上げます。

初めに一般会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。審査に付されました決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、適正であるものと認めたところであります。

次に予算の執行状況であります。歳入決算額は2億4,006万5,000円で前年度より1,903万円、8.6%の増、歳出決算額は2億3,404万7,000円で前年度より1,916万円、8.9%の増となっております。歳入歳出差引額は601万8,000円の剰余金が生じております。決算額が増額となった主な要因は、塵芥収集車両を1台増車したこと等によるものであります。

事業内容についてであります。資源古紙を含めた可燃ごみ及び不燃ごみの収集と直接搬入をあわせた合計収集量は1万977.9トンで、対前年度比2.0%の減となっております。内訳を見ますと、可燃ごみは9,543.7トンで、全体の86.9%、対前年度比2.0%の減となっており、不燃ごみは1,187.1トンで、全体の10.8%、対前年度比0.2%の減となっております。

ごみの減量化に向けた取り組み等により、ごみ処理量は1万1,513.9トンで、前年度を215.9トン、1.8%下回っておりますが、今後ともごみの減量化、再資源化等の各種施策に積極的に取り組まれるよう望むものであります。

資源回収団体への奨励金の交付状況につきましては、登録団体数、実施団体数は前年度並みとなっておりますが、回収量が減少していることから、交付金額は前年度比7.5%の減の373万5,000円となっております。

終わりに、今後とも施設の適正な維持管理に努めるとともに、地域住民の快適な住環境づくりを図られるよう期待し、決算審査の報告といたします。

○議長（小松龍一君） 以上で認定第1号についての説明を終わります。次に認定第1号について歳入歳出を一括して質疑を許します。9番村上薫君。

○9番（村上薫君） 主要な施策の成果の説明8ページの真ん中辺になりますが、最終処分場の埋立てにつきまして、先ほど当局の方から報告がありましたが、先ほどの説明によりますと、大平の最終処分場の埋立可能能力が5万8,000トンで、平成8年から30年度分で3万1,000トンを埋め立てたということのようですが、今後の埋立可能量が27,000トンということなようですが、実際には今からだいたい何年ぐらいが、その埋立てが可能というふうに考えておられるのか。それでその飛灰量ですね、その埋立ての量を減らす方法として、今考えられる方法というのがどういうことがあるのか、まず1点目です。

それから2点目ですが、中間処理施設の方の煙突の解体の引継事項が私の方にありましたんですが、それは今までの経緯と今後の対応をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） まず一つ、最終処分場、大平の最終処分場における埋立ての今後の見込みということでございました。年度によって飛灰の量の増減があるわけですが、30年度の実績で同じように残された容量分を埋立てした場合、単純に割

り返してみると、これから40年、50年、これくらいは埋立てすることも可能なくらいの容量がまだ残っているということが一つ。あとその飛灰の量を減らすための取り組みという具体的方法についてご質問でございましたが、やはりごみの減量化あるいは再資源化、そういったことを大船渡市及び住田町で推し進めることによって、沿岸南部で熔融処理するごみの量は減ると。それに応じて飛灰の量も減るということになりますので、その1点に尽きるものかというふうに考えてございます。

もう一つのご質問でありました現中継処理施設に残存している煙突の解体、これに係る経緯とこれからの見込みということでございましたが、まず一つ、経緯といたしましては、平成の28年度に話は遡ります。28年度から準備を一つずつ進めて参りまして、平成30年度、昨年度でございますが、平成30年度におきまして発注の準備が整ったということで、県内でそれが可能と思われるような業者、数社ございましたが、その数社に対して指名競争入札での実施を行ったところであります。ところがその指名競争入札を行いました、2社を残して残り6社くらいと記憶してございますが、それらからは入札辞退の申し出がなされまして、結果、9月、平成30年の9月に2社で指名競争入札を開始いたしました。開札いたしましたところ、予定価格とその入れられた札の応札された価格の差が大きということで、第2回目に進むことなく不調と、入札不調となったところでございます。その入札不調となりましたことから、その応札した業者から聞き取り等を行いましたところ、その時点でまず一つ考えられるということで、東京オリンピック、東京オリンピックでまず日本国内の建設需要が強いと。東京オリンピックはじめ全国各地で災害等も発生しておりました。それ以外にも県内でいきますと、県内陸部におきましては民間の工場あるいは岩手医大といった大型の工事、そういったものもありまして、建設需要が高い。よって建設に必要な資機材あるいは技術者、それらの確保にかなりの費用負担を伴うというような内容が見てとれたところでございます。そういった事情を踏まえまして平成30年度に入札したわけですけれども、一つの目途として令和2年には東京オリンピックがございますので、それくらいには建設需要の落ち着きも見込めるだろうということから、令和2年度以降での解体工事の解体の実施ということで、繰り延べをしたところでございます。ただいま令和元年度でございます。令和2年度、来年度でございますが、そういったことで令和2年度においてそれらの事業が推進できるように、現在、設計の細部の設計をやり直したり、あるいは必要な予算措置等に向けて各種事業を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（小松龍一君） 9番村上薫君。

○9番（村上薫君） わかりました。解体についてでございますが、多くは解体をしてダイオキシンが出たとか、その業者を今度みつけるのが大変だというふうなことがあるようですが、やっぱり煙突ですから、そういったダイオキシンということもあるのかなと思いますが、その点はどのような形で対応されていくのでしょうか。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） ただいま煙突の内部に残存しているダイオキシン、これらについてのご質問ということでございますが、そのとおり平成 30 年度で解体の事業を進めるにあたりまして、その前年度にかけまして内部調査を実際実施しております。その測定について、残存する灰であったり、あるいは壁面に付着しているものであったりを実際に分析いたしております。そうしたところ、やはり基準値を相当超えるダイオキシンが残存しているということが判明いたしましたことから、実際その解体撤去にあたりましては相当大規模に、高さも 50m くらいあるものなんですけれども、それを全面を囲って中を負圧にして、そういったダイオキシン類が漏れ出さないようにした状態で事業を進めなければならないというふうなことでございまして、それらを見込んだ設計図書の内容となつてございます。もちろんそういった作業であれば特定の、それら特定の業者でなければ、どうしてもできないような業務となつてございますので、これは発注段階で、今後その発注先を考えていくわけですけれども、それらができる業者を、例えば 1 次下請けとか、そういった形がとれるもので進めざるを得ないのかなというふうにご考えているところでございます。以上です。

○議長（小松龍一君） よろしいですか。他にございませんですか。8 番 淵上清君。

○8 番（淵上清君） 8 番 淵上です。大きく 2 点について質問いたします。ちょっと不勉強なところもございまして、歳入歳出決算書の 28 ページの最終ページ、備品のところで、先ほどフロン回収機、そしてごみ検査分析機が減ということで処分されたということですが、これが全くこの機能的に必要ななくなったものか、あるいは仕組みを変えてですね、別な検査機関等に流しているものか、この二つの物品がなくなったことによつて何らかの対策がとられているのか、その点を一つ聞きたいと思ひます。

それからもう 1 点は、非常に分別が楽だなというのが、よその市町村見てもよくわかりますし、やりやすいなと感じております。そして昨年来もちょっと一つ課題になりましたけれども、紙おむつが普及してですね、その処理について一般家庭の部分、あるいは保育園、あるいは老健施設等のそういう事業系と言ひますか、施設系の処理ということで、30 年度はそれについてはどのように取り組まれましたか。またその対応についてお聞きしたいと思ひます。以上です。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） まず一つ目のご質問でありましたフロン回収機及びごみ検査分析機とその減でございますが、フロン回収機につきましては、こちら平成 7 年度に取得したものでございます。ごみ分析機に至りましては昭和 55 年度に取得したものでございました。まずフロン回収機でございますが、これ、以前当組合におきましては家電製品、いわゆる冷蔵庫、テレビあるいはエアコン、そういったものの回収も行つておつたわけですが、これらが家電リサイクル法の関係でですね、当組合での扱ひを停止し

てございます。以前扱っていた際には、その冷却媒体としてのフロン、これを抜かなきゃいけないということでございましたので、どうしてもフロン回収機も必要ということで、それらを準備しておったところでございます。ただ、現時点におきましては、平成12年くらいだったかと記憶してございますが、その時から家電リサイクル法の施行と伴いまして、当組合での回収はしなくなったということで、それ以来使ってございませんでした。実際、今現在も動くかという、実際動かしてみたわけですが、どうも動かないというようなことでもございましたので、今回処分したということでございます。

ごみ検査分析機につきましては、主要な施策の成果におきましてもごみ質分析を載せてございます。9ページの表として載せてございまして、これは毎年実施しておるところでございますが、実際現時点におきましては、民間のそういった測量、測定する業者、そちらの方への委託により実施されております。先ほどもお話ししました昭和55年に取得したというものでございましたので、現時点で確認いたしました、一部壊れて使えないような状況となってございました。そういったものでございましたので、当組合が直営でやることにつきましては、できないというようなことで、これらにつきましても処分になったということでございます。

二つ目のご質問といたしまして、ごみの分別といったことについてでございます。まず一つ、昨年度にもこの場でご質問を賜りながら、お答えしてまいったところでございましたが、いわゆる紙おむつ、事業所から排出されるごみ、具体的に事業所といいますと、いわゆる老人福祉施設、老人保健施設、そういったところでございました。それらの紙おむつの扱い、30年度の扱いはどうなっていたのか、それと令和元年度以降の扱いはどうするのか、今後の扱いはどうするのかということのご質問と承りましたが、30年度の5月から、いわゆる老人福祉施設から排出されるごみ、紙おむつ、これにつきましては当組合で受入れを開始して、現在も管内の一部の老人福祉施設から排出されるものにつきましては受入れをしているところでございます。令和2年度以降につきましても、これにつきましては同様に進めてまいりたいというふうを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小松龍一君） 8番 淵上清君。

○8番（淵上清君） 備品、物品については理解をいたしました。それからですね、ごみの紙おむつの処理ということですが、いずれその以前もお話ししました、昨年だったか一昨年に、国土交通省が5年以内にディスポーザーを開発して、そしてその下水にも流せるようにしたいという意向を新聞でちょっと記事として見たものですから、そういったことも見通しながらですね、いずれそのこれからそういう処理というのは非常に大きくなってくると思うんですね、その部分の処理が。一方ではそういう処理の仕方も、それぞれその下水にというような方向もあるようなので、両面ですね、いろんな

情報を見ながらですね、これから対応していただければと思います。以上でございます。

○議長（小松龍一君） よろしいですか。他にございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。認定第1号について原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（小松龍一君） 次に日程第4、議案第1号職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは私から議案第1号についてご説明をいたします。議案書の議案第1号をお開き願います。議案第1号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。別紙のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものでございます。なお、当組合を構成する市町のうち、大船渡市は令和元年9月定例会にて同様の条例を制定してございますし、住田町におきましては令和元年12月定例会に係る条例を上程予定と伺っておるところでございます。

お開き願います。職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正条文の内容につきましては、別冊にてお配りしております議案第1号説明要旨によりご説明し、全文に代えさせていただきます。なお資料といたしまして条例改正新旧対照表を参考にさせていただきますと存じます。説明要旨の1ページをお開き願います。議案第1号説明要旨。1、本則。第1条による改正は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例に関するものでございます。第2条による改正は、一般職の職員の給与に関する条例に係るものでございます。いずれも文言を整理するものでございます。2、附則でございます。第1項は、この条例の施行期日を令和元年12月14日とするものでございます。第2項は、期末手当及び勤勉手当の支給に係る経過措置を定めるものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君） 次に議案第1号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本定例会に提出されたすべての案件が議了いたしました。

これをもちまして令和元年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を閉会といたします。本日はたいへんご苦労さまでございました。

午後1時48分閉会